

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 小作料決定調査費補助金交付規程
- ◇告示 肥料検査の結果
- 建設業者の登録
- 気腫痘予防注射の実施
- 動物医薬品販売業者の登録
- ◇公告 県有林立木の一艘競争再入札
- 食糧事務所出張所の所在地等の変更
- ◇雑報 市町村職員共済組合補欠議員の当選について

規則

小作料決定調査費補助金交付規程をここに公布する。

昭和三十年五月二十日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第二十四号

小作料決定調査費補助金交付規程

（総則）

第一条 知事は、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二十一条に基く小作料の最高額を定めるために必要な経費につき、この規程により補助金を市町村に交付する。

（補助率）

第二条 前条の経費に対する補助率は、当該事業に要する市町村の経費の二分の一以内とする。

（申請書）

第三条 補助金の交付を受けようとする市町村は、小作料決定調査費補助金交付申請書（別記第一号様式）に、次に掲げる書類正副二通を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書（別記第二号様式）
 - 二 収支予算書（別記第三号様式）
 - 三 その他知事が必要と認める書類
- （記載事項の変更届）

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条の規定に基づき、昭和三十年二月中に実施した肥料検査の結果は次のとおりである。

昭和三十年五月二十日

鳥取県知事 遠藤 茂

肥料の種類	保証票添附者	検査点数	内不合格点数
硫酸アンモニア	東洋高圧株式会社	—	○
〃	住友化学工業株式会社	—	○
塩化アンモニア	徳山曹達株式会社	—	○
石灰窒素	電気化学工業株式会社	—	○
〃	日本カーバイド工業株式会社	—	○
尿素	東洋高圧株式会社	—	○
〃	住友化学工業株式会社	—	○
過磷酸石灰	日産化学工業株式会社	—	○
〃	住友化学工業株式会社	—	○
熔成燐肥	日本化学工業株式会社	—	○
〃	日之出化学工業株式会社	—	○
塩化加里	住友商事株式会社	—	○
硫酸加里	加藤商店	—	○

鳥取県告示第二百四十六号

告示

支出の部	計	区 分		差引増△減	備考
		市町村小作料決定調査費	市町村小作料決定調査費		
小作料決定調査費補助金					円
県費補助金					円
市町村費					
計					
旅費					
印刷費					
物品費					
役務費					
計					

塩基性配合肥料	信越化学工業株式会社	三	〇
"	電気化学工業株式会社	三	〇
化成肥料	住友化学工業株式会社	一〇	〇
"	日産化学工業株式会社	六	〇

鳥取県告示第二百四十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により、次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和三十年五月二十日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所々在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 (は)第三七四号	昭和三十年 四月八日	岩崎塗装店	米子市栲町二丁目三二	岩崎半次郎
" 第三七五号	"	天神建設株式会社	倉吉市上井町旭三二六	取締役社長 中村 実
" 第三七六号	"	松浦組	米子市西町一	松浦 鏡
" 第三七七号	四月十九日	親和土建株式会社	鳥取市瓦町一	取締役社長 松浦 武儀

鳥取県告示第二百四十八号

次のように気腫疽予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により牛の所有者に対して予防注射をうけることを命ずる。

昭和三十年五月二十日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 実施の目的 気腫疽予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛 但し、分娩前一箇月分娩後十日以内のものを除く
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、注射の別及びその方法
皮下注射

別表

実施期日	実施区域	実施場所
五月二十三日	西伯郡宇田川村	同上

"	二十四日	"	倉吉市(旧小鴨)	"
"	二十五日	"	西伯郡所子村	"
"	二十六日	"	大山村	"
"	二十七日	"	倉吉市(旧小鴨)	"
"	"	"	(旧上小鴨)	"
"	二十八日	"	西伯郡大山村	"
"	"	"	東伯郡関金町(旧矢送)	"
"	"	"	(旧南谷)	"
"	三十日	"	北条町(旧中北条)	"
"	"	"	倉吉市(旧上北条)	"
"	三十一日	"	(旧上井)	"
"	"	"	(旧倉吉)	"

鳥取県告示第二百四十九号
薬事法（昭和二十三年法律第九十七号）第二十九条の規定により動物医薬品販売業者を次のように登録し登録票を交付した。
昭和三十年五月二十日

登録番号 店舗の所在地 店舗の名称 氏名 販売する医薬品の範囲
40 八頭郡那家町大字宮谷 那家町農業協同組合 那家町農業協同組合長 飼料添加剤、動物用殺虫剤、牛のひ薬

公 告

次のとおり県有林の立木を一般競争再入札によつて売却するにつき公告する。

昭和三十年五月二十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 箇 所 八頭郡河原町大字北地内 西郷県有林第一林班の小班
- 二 面 積 三町五反一畝歩
- 三 樹 種 すぎ（主伐木）

- 四 林 令 四十九年生
- 五 数 量 本数 四、六二五本
見込総材積 四、三〇九石
- 六 入札場所 鳥取市東町 鳥取県林務課
- 七 日 時
(1) 集合 昭和三十年五月二十三日午後一時まで
(2) 入札 昭和三十年五月二十三日午後一時三十分から
- (3) 開札 昭和三十年五月二十三日午後一時三十分から
- 八 入札保証金 入札金額の百分の五以上

雑 報

九 その他

- (1) 代理人において入札する場合は委任状持参のこと
- (2) 印鑑、筆記具持参のこと
- (3) 下見の希望者は八頭郡河原町大字北地内県有林看守中塚壽治についてするとともに不明の点は鳥取県林務課あて問い合わせられたい
- (4) この外入札執行上の細部、契約条件等については入札前にその概要を説明する

昭和三十年五月二十日

鳥取県糧務事務長 布野 長良

町村合併に伴い管轄区域、事務所名称、所在地一部変更した。

1、那家支所管内

河原出張所

一 合併及び変更年 昭和三十年三月二十八日
月日

二 旧町村名 国英村、八上村、西郷村、散岐村、河原町

三 新町村名 河原町

四 事務所の所在地 新 河原町大字渡一本二六五の六番地
旧 河原町

五 管 轄 区 域 河原町

2、浜村支所管内
青谷出張所

一 合併及び変更年 昭和三十年三月三十一日
月日

二 旧町村名 日置村

三 新町村名 青谷町

四 事務所の所在地 変更なし

五 管轄区域 変更なし

3 倉吉支所管内

(1) 倉吉出張所

一 合併及び変更年 昭和三十年五月一日
月日

二 旧町村名 灘手村

